

# 青森県報

第六百七十四号

令和五年  
十月十三日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) ……一

### 告 示

○軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………(税務課) ……二  
○証紙売りさばきの廃止……………(会計管理課) ……三

### 公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……三  
○右 同……………(同) ……四  
○右 同……………(同) ……四

### 人事委員会

○人事委員会規則七―四(感染症等防疫作業手当)の一部を改正する規則……………(事務局) ……五

### 公安委員会

○科学捜査研究所実験室鑑定機器等移転業務委託契約に係る一般競争入札……………(施設課) ……六

## 規

## 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 青森県規則第二十九号

#### 青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三百三十円」を「三百四十円」に改め、同一の2の(二)の(2)中「六百二十八万五千円」を「六百七十七万五千円」に改め、同表の二の1の(三)中「千百八十円」を「千二百三十円」に改め、同表の三の3の

(一)の表中

一八、七〇〇円	二四、〇〇〇円	三五、六〇〇円	四二、五〇〇円
三一、〇〇〇円	四〇、一〇〇円	五五、八〇〇円	六五、三〇〇円

五三、九〇〇円	七、八〇〇円	一九、二〇〇円	二四、六〇〇円
八二、二〇〇円	一一、三〇〇円	三一、八〇〇円	四一、一〇〇円

を

三一、八〇〇円	四一、一〇〇円	五
---------	---------	---

六、五〇〇円	四三、六〇〇円	五五、二〇〇円	八、〇〇〇円
七、二〇〇円	六六、九〇〇円	八四、三〇〇円	一一、六〇〇円

に改め、同3

(二)の表中

六、一〇〇円	八、二〇〇円	一一、三〇〇円	一五、〇〇〇円
九、九〇〇円	一二、九〇〇円	一八、三〇〇円	二二、八〇〇円

一八、九〇〇円	二、六〇〇円	六、三〇〇円	八、四〇〇円
二七、四〇〇円	三、六〇〇円	一〇、一〇〇円	一三、二〇〇円
を		一	一

二、六〇〇円	一五、四〇〇円	一九、四〇〇円	二、七〇〇円
八、八〇〇円	二二、三〇〇円	二八、一〇〇円	三、七〇〇円
に改め、別表第			

一の六を次のように改める。

六 被災した住宅の応急修理

1 被災した住宅の応急修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理又は日常生活に必要な最小限度の部分の修理とする。

2 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理については、次に掲げるところによる。

(一) 災害のため住家が半壊し、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。

(二) 当該修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とする。

(三) 災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

3 日常生活に必要な最小限度の部分の修理については、次に掲げるところによる。

(一) 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では当該修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(二) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次の額以内とする。

- (1) (2)の世帯以外の世帯 七十万六千円

(2) 住家の半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

(三) 災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了するものとする。

別表第一の八の3の(1)中「四千七百元」を「四千八百円」に改め、同(2)中「五千元」を「五千五百円」に改め、同(3)中「五千五百円」を「五千六百円」に改め、同表の九の3中「二十一万三千八百円」を「二十一万九千九百元」に、「十七万九百元」を「十七万五千二百円」に改め、同表の十の2の(四)の(2)中「五千四百円」を「五千五百円」に改め、同表の十一の2中「十三万八千三百円」を「十三万八千七百円」に改める。

別表第二の一の1の(一)中「二万五千二百円」を「二万四千七百円」に改め、同1の(三)中「一万四千八百円」を「一万四千六百円」に改め、同1の(五)中「一万五千五百円」を「一万五千三百円」に改め、同1の(六)中「二万七千七百円」を「二万八千九百円」に改め、同1の(七)中「二万六千七百円」を「二万八千五百円」に改め、同1の(八)中「二万六千二百円」を「二万七千三百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第一及び別表第二の一の1の(六)から(八)までの規定は、令和五年四月一日から適用する。

告

示

青森県告示第六百六号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第九条の二前段の規定により告示する。

令和五年十月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	青森県漁業協同組合連合会	松下 誠四郎	青森市安方一丁目一の三二	令和五・六・九
変更後		二木 春美		

青森県告示第六百七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和五年九月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和五年十月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 売りさばき人の住所及び氏名  
弘前市大字檜木字用田一八一の三  
小野 健嗣
- 二 売りさばき場所  
弘前市大字檜木字用田一八一の三

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し

裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和五年十月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南津軽郡田舎館村大字枝川字館子二七	田	一、〇二一
○南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一一	田	七六八
三 南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一七	田	二、〇〇七

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが事実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
南津軽郡田舎館村大字枝川字館子二七	令和六年一月	十年	一〇四、〇〇〇
南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一一〇	令和六年一月	三年	二三、四〇〇
南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一七三	令和六年一月	三年	六一、二〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年十月二十七日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和五年十月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の一	田	四七二
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の二	田	二、四九五
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川口七三	畑	七二八

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の一	令和六年一月	五年	二四、〇〇〇
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の二	令和六年一月	五年	一二七、〇〇〇
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川口七三	令和六年一月	五年	四三、五〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年十月二十七日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する

裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和五年十月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三一の一	田	五、八三二
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三一の二	田	二七〇

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三一の一	令和六年一月	二年	一一八、八〇〇
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三一の二	令和六年一月	二年	五、四〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年十月二十七日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地並びに代表者の氏名)
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

### 人事委員会

人事委員会規則七―四(感染症等防疫作業手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十三日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

#### 人事委員会規則七―四(感染症等防疫作業手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―四(感染症等防疫作業手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十九号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第二条を次のように改める。

(人事委員会の定める感染症等)

第二条 条例第五条第一号に規定する人事委員会の定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項から第四項に定める感染症及び人事委員会がこれらに相当すると認める感染症並びに検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)第二条に規定する検疫感染症とする。

2 条例第五条第三号に規定する人事委員会の定める家畜伝染病は、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第二条に規定する家畜伝染病のうち口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症、結核、ピロプラズマ症、鼻疽、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第二条に規定するトリパノソーム症、

破傷風、疥癬及び豚丹毒とする。  
第四条を次のように改める。

(手当額)

第四条 手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

一 条例第五条第一号に規定する作業に従事した職員については、作業に従事した

日一日につき三百円

二 条例第五条第三号に規定する作業に従事した職員については、作業に従事した

日一日につき、次に掲げる作業の区分に応じ、次に定める額

ア 前条の作業 六百円

イ 前条の作業以外の作業 三百円

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(人事委員会の定める作業)

第四条 条例第六条第一号に規定する人事委員会の定める作業は、家畜伝染病（高病

原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会の定める家畜

伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜の殺、家畜の死体の焼却若

しくは埋却、汚染物品の焼却、埋却若しくは消毒又は畜舎等の消毒の作業とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 公 安 委 員 会

科学捜査研究所実験室鑑定機器等移転業務委託契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和五年十月十三日

青森県警察本部長 磯 丈 男

一 一般競争入札に付する事項

1 委託業務名

科学捜査研究所実験室鑑定機器等移転業務

2 履行期限

令和六年三月三十一日

3 履行場所

青森県警察本部の指定する場所

4 委託業務内容

入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の規定により、理化学機器保守業務委託契約についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 青森県警察又は他の都道府県警察において、理化学機器保守業務委託契約を履行した実績を有し、また、履行体制等が整備されていることを証明した者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の審査の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和五年十一月十日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに对应しなければならぬ。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部施設課営繕係  
電話 〇一七―七二三―四二二一

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部施設課営繕係  
電話 〇一七―七二三―四二二一

2 入札書の提出期限

令和五年十一月二十七日 午前十時二十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部六階 施設課分室

令和五年十一月二十七日 午前十時三十分

五 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第三百二十二条第一項第二号の規定により免除とする。

六 契約保証金に関する事項

契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合にはおいては、その全部又は一部の納付を免除することとする。

- 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

七 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札参加者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって契約金額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Relocation of analytical instruments to the identification of Criminal Investigation Laboratory

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for fulfillment:

March 31th, 2024

3 Deadline for tender:

10:20 A.M. November 27th, 2023

4 Contact point for the notice:

Construction and Maintenance Section  
Facility Division,  
Aomori Prefectural Police HQ  
2-3-1 Shinmachi  
Aomori City, Aomori 030-0801  
Japan  
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭